

内閣参質九一第一二号

昭和五十五年五月九日

内閣總理大臣臨時代理
國務大臣 倉石忠雄

参議院議長 安井謙殿

参議院議員秦豊君提出国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の運用の実態に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦 豊君提出国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の運用の実態に関する再質問に対する答弁書

一について

(1) (イ) 一般の場合に該当する。

(ロ)から(ニ)まで 裁判所及び法務省関係の定期異動は、年度末、年度当初等に行われており、それ以前の適当な時期に最高裁判所に訟務担当の検事の推薦を依頼している。

訟務担当の検事を裁判官から採用しても最高裁判所の人事計画に影響を及ぼすことはないと考えている。

(ホ) 民事及び行政の争訟に関する事務を適正に処理し得る知識と能力を有することである。
(ヘ) 任期はないが、訟務を担当する期間はおおむね三年である。

(ト) 裁判官の身分は保障されており、訟務担当の検事に転官することを承諾しないことによつて何ら不利益を被ることはないと考えている。

(2) 弁護士の中にも訟務担当の検事として適任者がいないとは考えていないが、弁護士が一時期その業務を離れて検事となることに伴う経済的不利益等により、実際問題として、日本弁護士連合会から適任者の推薦を受けることは困難であると考えられ、同連合会にその推薦を依頼することは相当ないと考えている。

(3)(イ) 法曹一元の制度が実現されるためには、裁判官の給源となるべき多数の優れた法曹の確保を必要とするが、法曹となるための国家試験である司法試験は、資格試験であつて、その合格者数がそれほど多くない現状にある。

(ロ) 裁判官二千七百四十七名(昭和五十五年度定員)、検察官二千九十二名(昭和五十五年度定員)、弁護士一万一千四百三十八名(昭和五十五年四月一日現在における日本弁護士連合

会弁護士名簿登録者数)である。

飛躍的増加が達成された後の法曹人口を実数で示すことは困難である。

(八) 国によつて制度が異なるので、一概に比較はできないが、我が国においては、司法書士等は、公証人を除いて、いざれも法曹資格を有しないのが通常であり、裁判官の給源となり得ないので、これらを法曹人口に含ませることは相当でないと考えている。

(二)及び(九) 弁護士の地域的分布の平均化がなされていないと、全国に一定水準の裁判官を弁護士から採用して配置することが困難となるからである。

弁護士の地域的分布の平均化が阻害されているのは、経済事情等に地域的な格差が存するためであり、一般的に事件数の多い地域ほど弁護士数も多い傾向にあると思われる。

(九) 優れた弁護士が、裁判官となることによつて、収入面等で不利になることがないようにするためである。

裁判官の待遇を改善するには、国の財政事情及び他の公務員の給与体系との均衡等を考えなければならない。

(ト) 具体的、定量的に示すことは困難である。

最高裁判所長官の待遇は、現時点においては妥当なものと考へる。

(チ) 法曹一元の制度は望ましい制度の一つとして考へられてはいるが、政府としていままでの採用を決定しているわけではない。

(4) 裁判官、検察官、弁護士は、司法修習生の時期においてのみならず、その後においても、相互に他の職務を経験することが法曹として望ましいと考える。

(5) 一についての(1)(イ)において答弁したとおりであり、他に理由はない。

二について

(1) 別表のとおりである。

(2) 小川英明参事官の日常業務は、右各事件に関する事務を処理することである。

三について

(1)(イ)及び(ロ) 指定代理人に要求されるのは、適正な事務処理を行うことに尽きると考えている。

法務大臣としては、適正な事務処理を確保するという観点から人事管理を行つて いる。

(ハ)及び(ニ) 御指摘のとおりと考 える。

(2)(イ)から(ハ)まで 御指摘の文書は、新東京国際空港公団が新東京国際空港に係る「用地買収の経過と收用 手續に関する業務資料」として内部的な事務処理の必要上作成したものであり、御指摘の事件における被告建設大臣の処分の適法性を立証する書証として提出したものである。

(ニ)及び(ホ) 小川英明参事官は、御指摘の文書が新東京国際空港用地の買収及び收用 手續の経

過の概要を立証する書証として適當であると考えていたものと承知している。

(3) 小川英明参事官は、城野好樹証人による立証を必要と認めた段階で証拠申請を行つたものであり、右申請について裁判官から依頼があつた事実はないと承知している。

同参事官は、行政処分の適法性の立証責任について十分に承知していたものと考へている。

四について

(1)から(4)まで 民事、行政事件を担当する裁判官につき、民事訴訟法所定の事由があるときは、除斥、忌避及び回避の制度が設けられている。

藤田耕三裁判官と小川英明参事官との間には、右の民事訴訟法所定の事由に該当するような関係は何ら存在しないと承知している。

(5) 御指摘のとおりである。

(6) 及び(7) 具体的年月日は明らかにできない。

(8) 承知していない。

五について

御質問の事件は東京地方裁判所昭和四二年行ウ第六一号のことと思われるが、同事件の原告代理人は小長井良浩、葉山岳夫、小林 優、藤田一伯、木内俊夫、大森 明、金子光邦、川村明、後藤孝典、糠谷秀剛、山根伸右であり、被告代理人は脇 征男、水田嘉憲、三澤 明である。

また、同事件の口頭弁論期日は昭和四十二年九月二十七日付けをもつて追つて指定となつている。

別表

小川英明参事官が法務大臣の指定代理人として関与している事件

(昭和五五年四月五日現在)

				番号	係属裁判所	事件番号	事件名	当事者	指定代理人となつた年月日
1	東京高裁	第九民事部	東京高裁	昭四七(ネ)	六二六	損害賠償請求控訴・不動産登記抹消・所有権確認等請求	控訴人國渡辺直経	昭五三・四・一〇	
2	第四民事部	東京地裁	民事第一八部	昭五二(ネ)	八一七		被控訴人山山西きよほか一名		
3	千葉地裁	昭五二(ワ)	民事第一部	昭四九(ワ)	四八八二	建物収去土地明渡等請求	被控訴人古国山賢介ほか四名	昭五三・九・一八	
4	民事第一部	昭五二(ヨ)	民事第一部	四〇三		妨害物除去請求	被控訴人新東京国際空港公団三里塚芝山連合空港反対	昭五三・四・七	
5	民事第一部	昭五二(ヨ)	民事第一部	四一三		妨害物除去請求	被控訴人新東京国際空港公団三里塚芝山連合空港反対	昭五三・四・七	
	債務者		新東京国際空港公団三里塚芝山連合空港反対						
	同盟								
	民事第一部	昭五三・五・二六							

13	12	11	10	9	8	7	6
民事第二部	東京地裁	東京地裁	札幌高裁	大阪地裁	神戸地裁	那霸地裁	松山地裁
民事第一部	民事第二部	第九民事部	第四民事部	民事第三部	民事第一部	民事第一部	今治支部
昭四六行ウ 一〇五	昭四五行ウ 四八	昭五五(ネ) 三五	昭五三(ワ) 三三一七	昭五一(ワ) 七四二	昭五一(ワ) 九五	昭五〇(ワ) 三八九	昭五四(ワ) 一〇一
特定公共事業認定取消請求	事業認定取消請求	損害賠償請求控訴	質大阪西淀川有青物	国道四三号線・阪 神高速道路線・阪 ガス規制等騒音・阪 工作物撤去・土地 明渡請求	土地明渡等請求	配当異議	原告
被原告建設大臣	被原告建設大臣	被控訴人	控訴人	被原告	被原告	被原告	被原告
一作ほか三七名	一作ほか七六名	浅野俊夫	戸村一臣	国ほか一一名	浜村直太郎ほか二二一名	比嘉安吉ほか二二名	岩城造船株式会社ほか三〇名
同右	昭五三・四・一〇	昭五三・四・一四	昭五四・九・一五	昭五四・九・一八	昭五三・五・三〇	昭五三・一二・二八	昭五四・九・一〇

14 民事第二部 千葉地裁	昭五三行(ウ) 六一	工作物等使用禁止 命令取消請求	原告告同連合空港反対 運輸大臣三里塚芝山連合空港反対	昭五三・五・一六
15 民事第二部 千葉地裁	昭五三行(ウ) 六一二	工作物等使用禁止 命令取消等請求	同右	
16 民事第三部 千葉地裁	昭五四行(ウ) 五	工作物等使用禁止 命令取消等請求	被原告告同連合空港反対 運輸大臣三里塚芝山連合空港反対	
17 民事第二部 千葉地裁	昭五四(ワ) 三三八	国家賠償請求	被原告告同連合空港反対 國同盟ほか一名三里塚芝山連合空港反対	
18 民事第二部 千葉地裁	昭五四(ワ) 三三九	同右	被原告告同連合空港反対 國同盟ほか一名三里塚芝山連合空港反対	

(注) 13、17、18の事件は、それぞれ12、14、15の事件に併合されている。